

## 鹿児島県被覆資材価格高騰対策緊急支援補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 鹿児島県被覆資材価格高騰対策緊急支援事業事務局（以下「事務局」という。）は、原油価格の高騰の影響により価格が上昇している農業用ビニール資材を購入する農家の負担軽減を図るため、農業者（以下、「支援対象者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）及び鹿児島県被覆資材価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (支援対象者)

第2条 支援対象者は、別表1のとおりとし、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 鹿児島県税を滞納していない鹿児島県民であること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この補助金の目的を達成するために必要なこととして事務局が定めること。

### (補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする

### (補助金の交付申請の時期)

第4条 規則第3条に規定する別に定める時期は、令和7年8月12日から令和7年11月10日までとする。ただし、事務局が認める場合は、この限りでない。

### (補助金の交付申請及び補助金の交付)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書及び規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、補助金交付申請書兼交付請求書（別記第1号様式）によるものとする。

2 規則第3条の規定による補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 直近の決算書類の写し（申請者と同じ名義のもの）、ただし、令和7年1月1日以降に営農を開始した認定新規就農者においては、申請日までに購入した「農業用ビニール資材」の領収書又は納品書の写し（申請者本人あて）
- (2) 認定新規就農者は、認定書の写し
- (3) 法人の場合は、定款の写し及び役員名簿
- (4) 誓約書（別記第2号様式）
- (5) 通帳等の写し（振込口座を確認できる書類）

3 規則第13条の補助事業等実績報告書は、第1項に掲げる補助金交付申請書兼交付請求書をもって代えるものとする。

4 この補助金は、精算払により交付するものとする。

### (補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第7条 事務局は、補助金交付申請書兼交付請求書を受理した場合は、当該申請の内容及び額について審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第4条及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

2 事務局は、前項において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定及び交付額の確定をすることがある。

3 事務局は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めなかったときは、補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、前条の規定により補助金の交付の決定及び交付額の確定が行われる前までとする。

(検査等)

第9条 事務局は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、支援対象者に対して報告若しくは関係書類の提出を求め、若しくは帳簿、書類その他物件等を検査することができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第10条 事務局は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令又はこの要綱に基づく事務局の指示に違反したとき。

(2) 交付の条件に違反したとき。

(3) 提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。

2 事務局は、前項の規定により交付決定の取消しを行ったときは、補助金交付決定取消通知書（別記第5号様式）により支援対象者に速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 事務局は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の交付を行っているときは、補助金を返還させることができる。

2 事務局は前項に基づき補助金を返還させるときは、次に掲げる事項を支援対象者に通知する。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 加算金及び延滞金に関する事項

(3) 返還期限

(事務局の移管)

第12条 令和7年度の事務局の事業完了日以降は、事務局は鹿児島県に移管するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和4年11月30日から施行し、令和4年7月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年4月30日から施行する。
- 3 この要綱は、令和7年8月6日から施行する。



(別表1)

項目	内容
支援対象者	<p>農業者（個人事業主の場合、原則として青色申告を行っている農業者に限る。ただし、令和7年1月1日以降に営農を開始した者については、認定新規就農者に限る。）</p> <p>また、下記の1～3の要件を全て満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 県内に住所を有すること又は県内に主たる事業所を有すること。</li><li>2 申請日時点において、営農しており、引き続き営農する意思を有すること。</li><li>3 申請日時点において、生産性向上に取り組む意思を有すること。（チェックシート提出）</li></ol>
補助対象経費	<p>直近の決算書類における「諸材料費」</p> <p>ただし、令和7年1月1日以降に営農を開始した認定新規就農者については、申請日までに購入した「農業用ビニール資材費」を対象とする。</p>
補助率等	<p>【補助率】 7/100 以内</p> <p>【補助上限額】 3万円</p> <p>※申請は1回限りとし、千円未満の端数がある場合は、切り捨てた補助金額とする。</p> <p>※市町村から、諸材料費に対する助成を受けている場合、補助金額の調整を行う。</p>

